

# 店舗や事務所などでの労働災害を防止しよう！！

## (第3次産業の労働災害防止)

東京労働局労働基準部安全課

平成17年に東京労働局管内の労働災害による被災者9,909人の5割以上(5,036人)は、商店、レストラン、事務所、ビルメンテナンス等の第3次産業で働く人々です。

その内訳は、階段での踏み外し、通路での転倒や交通事故等で骨折、打撲、捻挫等を負い、また、無理な荷物の持ち上げによって腰痛を発症するなどです。

各事業場においては、下記事項に留意して「働く人にケガをさせてはならない」ということを深く認識していただき、経営トップをはじめとした労使一丸となって“災害ゼロ”に向けた安全衛生活動を推進して下さい。

記

### 1 安全衛生管理体制の確立\*

総括安全衛生管理者、安全管理  
者\*、衛生管理者、産業医、安全  
衛生推進者等を選任し、災害防  
止の職務を行わせること。

### 2 具体的取り組み\*

- (1) 職場で発生する可能性のある災害の芽(リスク)を見つ  
け出し、対策を講じること。
- (2) 階段、通路等は、滑りにくい  
材質のものにすること。履物  
は滑りにくく安定したもの  
を着用させること。
- (3) 交通事故防止のため、交通法規を遵守し安全運転に心がけさせ、過労運転はさせないこと。
- (4) 腰痛防止のため、無理な姿勢で荷物を扱わせない、無理な姿勢で仕事を行わせないこと。

### 3 安全衛生教育\*

働く人一人一人に安全衛生の意識を持たせ、作業手順を守らせる教育を行うこと。

\*詳しくは、都内各監督署(支署)にあります次の資料をご覧下さい。

- ・ 中小規模事業場の安全衛生管理の進め方
- ・ 改正労働安全衛生法パンフレット  
(危険性又は有害性の調査等の実施、安全管理者の資格要件の見直し等)
- ・ 第3次産業における労働災害防止について
- ・ 腰痛予防壁新聞

第3次産業の主な業種  
卸売業、小売業、金融業、通信業、保健衛生業、  
飲食店、ビルメンテナンス業、警備業、事務所